

田舎館村 妊娠・出産・子育て支援サービス一覧


(R8.4月版)

妊娠がわかったら

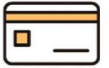



サービスなど	内容	持ち物	窓口	
<input type="checkbox"/> 母子健康手帳 	妊娠がわかったら、 <u>妊娠届出書</u> を提出して母子健康手帳等を受け取ります。保健師・栄養士が妊娠中の健康管理についてお話しします。相談時間は30分程度です。	①妊娠届出書 ②妊婦連絡票 ③身分証明書 ④通帳等の口座番号の確認できるもの(妊婦名義)	厚生課 健康推進係 ☎ 58-2111	
<input type="checkbox"/> 妊婦健康診査	指定医療機関で使用できる受診票 14 回分を交付します。※多胎の場合 21 回分	※転入者は、転入前の受診票を持参してください。		
<input type="checkbox"/> 妊婦歯科健康診査	受診票 1 回分を交付します。 (※指定歯科医療機関のみ使用可)			
<input type="checkbox"/> 新生児聴覚検査	受診票 2 枚を交付します。 (※指定医療機関のみ使用可)			
<input type="checkbox"/> 妊婦のための支援給付金	妊娠届出時(1回目)と出産前後(2回目)、それぞれ5万円を給付します。	①身分証明書 ②通帳等の口座番号の確認できるもの(妊婦名義)		
<input type="checkbox"/> 風疹抗体検査とワクチン接種の費用助成	出産を予定する女性・風疹抗体価の低い妊婦の夫及び同居家族へ、風疹抗体価検査とワクチン(風疹抗体価が低い方のみ)接種費用を助成します。	①風疹抗体価の記載があるもの(母子健康手帳等) ②領収書 ③通帳等の口座番号の確認できるもの		
<input type="checkbox"/> 妊婦訪問	妊娠8か月頃に保健師が訪問し、相談に応じます。			
<input type="checkbox"/> パパママ教室	妊婦とその家族を対象に、出産・育児に関する講話や沐浴・妊婦体験等を行っています。			
<input type="checkbox"/> いなかだて子育て支援アプリ『母子モ』	アプリ登録により、村の子育てサービスの通知を受け取ることができます。また、妊娠中の健康管理や、子育ての記録等に活用できます。	 	インストール できます！	
<input type="checkbox"/> 妊産婦 10 割給付証明書	国民健康保険に加入している妊婦の入院以外の医療費を負担します	母子健康手帳	住民課 国保年金係 ☎ 58-2111	



<田舎館村地域子育て支援センター『ほっとスマイル』(村児童センター内)> ☎ 26-7121
 妊婦や就学前の親子が気軽に集まり、相互交流や子育ての不安などを相談できる施設です。親同士の情報交換や親子で一緒に楽しめるイベントを企画しています。月1回、おたより「ほっとスマイル」を役場、中央公民館、村内各保育施設で配布しています。

「母子モ」でも紹介します



赤ちゃんが産まれたら

サービスなど	内容	持ち物	窓口
<input type="checkbox"/> 出生届	生後14日以内に、出生地(滞在地)か本籍地または住所地の市町村に提出しましょう。	①出生証明書(出生届) ②母子健康手帳 	住民課 住民係 ☎ 58-2111
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	出生届の提出と同時に申請できます。※特急申請の場合は、1週間ほどでカードが郵送されます。		厚生課 健康推進係 ☎ 58-2111
<input type="checkbox"/> 子どもの医療費の助成	0歳から18歳の医療費(通院・入院等)を助成します。申請により医療機関窓口で提示する「受給資格証」を交付します。	子どもの医療資格情報がわかる書類(資格確認書、マイナポータルの保険証の番号がわかる画面を提示)	
<input type="checkbox"/> 子どもの医療費助成の償還払い	医療費(保険診療)を支払った場合、申請により医療費を指定の口座へお振込みします。	①領収書 ②通帳等の口座番号の確認できるもの(保護者名義)	
<input type="checkbox"/> 未熟児養育医療 	出生体重が2,000g以下または生活能力が未熟で指定医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合、医療費を給付します。	①意見書 ②世帯全員のマイナンバーカード ③対象児の医療資格情報がわかる書類	
<input type="checkbox"/> 乳児健診	1回目は出産した医療機関において1か月児健診で利用します。2回目は1歳未満までに利用できます。※出生届出時に受診券2回分を交付。	母子健康手帳	
<input type="checkbox"/> 予防接種手帳	各種予防接種券が綴られた手帳を交付します。	母子健康手帳	
<input type="checkbox"/> 産婦健診	産後2週間と1か月の健診の費用を助成(各5,000円)します。※出生届出時に受診券2回分を交付。	母子健康手帳	
<input type="checkbox"/> 新生児・乳児訪問	赤ちゃんの体重測定や、育児相談のため、保健師が家庭訪問します。		
<input type="checkbox"/> 産後ケア事業	産後1年未満の方が対象です。育児の悩みや乳房ケア等について助産師等が訪問しサポートします。利用料は1回500円、7回まで利用可。	*相談内容によって支援者が異なりますので、まず保健師へご相談ください。	
<input type="checkbox"/> 子育て世帯養育訪問支援事業	家事・子育てに不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等のいるご家庭へ、訪問支援員が家事や育児等の支援を行います。	*利用前にサポートプランを作成しますので、ご相談ください。	
<input type="checkbox"/> 出産祝金	村に連続して3年以上住所を有している方を対象に、第3子以降の出産に対し、1人につき30万円を支給します。		
<input type="checkbox"/> 周産期母子医療センターアクセス支援事業	周産期母子医療センターへ入院するお子さんへ、産婦が面会する際に必要な交通費や宿泊費の一部を助成します。	①申請書類(役場窓口またはホームページへ掲載) ②交通費に係る領収書 ③通帳等の口座番号の確認できるもの	

□児童手当	0歳～高校修了前の児童を養育する親等が受給できます。	①申請者の医療資格情報がわかる書類 ②マイナンバーカード ③通帳等の口座番号の確認できるもの（申請者名義）	厚生課 福祉係 ☎58-2111
□子育て短期支援事業	保護者が病気や育児疲れ等の理由により、家庭で子どもをみるのが困難な場合、乳児院で一時預かり（宿泊可）を行います。母子等で利用も可。利用料は1日500円、利用期間は7日以内。	①申請書（役場窓口） * 役場閉庁時に緊急で利用の場合、直接弘前乳児院（35-2155）へ連絡。	
□保育所（園）、認定こども園 	幼稚園、認定こども園、保育所、認可外保育施設など、利用したい施設により申請方法等が異なるため、詳細についてはお問い合わせください。 ※申込締切は前月15日まで（4月入所の申請は、広報誌等で別途お知らせします。）		
□ファミリーサポートセンター	生後3か月から小学6年生までの子どもがいる方が対象で、会員登録により、一時的な子供への対応や保護者の人手不足を補うための支援（短時間で補助的なもの）が受けられます。有料です。 例）保育園への送迎・外出の際の一時的な子どもの預かり等	* 利用したい方はお問い合わせください。	田舎館村社会福祉協議会 ☎43-8111

乳幼児の健康診査・健康相談について



* 健診の前月に、対象児へ通知します
< 中央公民館で行います >

サービスなど	内容	月 齢
□乳児委託健康診査（1か月児健診・他）	身体計測、診察等。出生時に交付された受診券を使い、医療機関で健診を行います。	1回目：1か月児 2回目：1歳未満（任意）
□3・4か月児健診	小児科、整形外科の診察、保健・栄養相談	3～4か月児
□離乳食教室	身体測定や離乳食指導	7～10カ月児
□1歳児健診	小児科診察、保健・栄養相談	1歳～1歳1か月児
□1歳6か月児健診	小児科・歯科診察、歯科指導、保健・栄養・発達相談	1歳6か月～1歳8か月児
□2歳児歯科健診	歯科健診、フッ素塗布（希望者）を医療機関で行います。	2歳6か月～2歳8か月児
□3歳児健診	小児科・耳鼻科・歯科診察、視聴覚検査、保健・栄養・発達相談	3歳6か月～3歳8か月児

就学後



サービスなど	内容	持ち物	窓 口
□放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、家庭の代わりとなる放課後の居場所を提供し、遊びを主とする集団生活を通じて、児童の健全育成を図ります。	利用にあたり必要な手続きについては、事前にお問い合わせください。	厚生課 福祉係 ☎58-2111

□就学援助制度	経済的理由で、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者（村民税が非課税の方、児童扶養手当を受給している方など）に対し、学用品費等を援助しています。	申請理由によって、必要書類が異なりますので、事前にご相談ください。	学校教育課 学務係 ☎58-2363
---------	---------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------	--------------------------

ひとり親家庭

サービスなど	内 容	持ち物	窓 口
□児童扶養手当	下記のいずれかに該当する場合、児童が18歳に達した年度末まで養育者に手当を支給します。 ・ 父母の離婚 ・ 父または母の死亡 ・ 父または母が政令で定める障害の状態等 ※所得制限及び支給要件があります。	世帯全員分の ・ マイナンバーカード ・ 医療資格情報がわかる書類 申請者の ・ 通帳等の口座番号の確認できるもの	厚生課 福祉係 ☎58-2111
□ひとり親家庭等医療費の給付	ひとり親家庭等の母または父およびその児童（未婚で18歳到達後の3月31日まで）の医療費を助成します。ただし、母または父の医療費は医療機関ごとに1ヵ月につき、1,000円の自己負担があります。 ※所得制限があります。		
□遺児等入学祝金等	父または母の死亡により児童が遺児になったときに、保護者へ弔慰金を支給します。 ひとり親家庭等の母または父に対し、児童が小学校または中学校へ入学した時に、入学祝金を支給します。 ひとり親家庭等の母または父に対し、児童が中学校を卒業した時に卒業祝金を支給します。	・ 申請者の通帳等、口座番号の確認できるもの	

障がい等あるお子さん

サービスなど	内 容	持ち物	窓 口
□特別児童扶養手当	20歳未満の中程度の障がいのある児童を養育している父母等に対し支給される手当です。 ※所得制限及び支給要件があります。	・ 対象児童の、手当、障がいの種類に応じた診断書	厚生課 福祉係 ☎58-2111
□障害児福祉手当	20歳未満の重度の障がいのある児童に対し支給される手当です。 ※所得制限及び支給要件があります。	・ 同居する世帯員全員のマイナンバーカード ・ 通帳等の口座番号の確認できるもの（申請者名義）	
		※その他、各手当の受給について様々な要件がありますので、申請前に事前にご相談ください。	